

令和7年度 第2回苦小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和7年11月10日(木) 18:00から19:30まで

開催場所 苦小牧市役所本庁舎5階 第2応接室

出席者

- ・審議会委員 13名
小原会長、遠藤副会長、池淵委員、岡田委員、工藤委員、佐藤委員、谷澤委員、土肥委員、中田委員、中村委員、樋口委員、保坂委員、山端委員
- ・関係職員 15名
健康こども部長、健康こども部次長、こども家庭支援室長、教育部参事、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、健康支援課主幹、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課副主幹、こども育成課主査3名
- ・傍聴人 0名
- ・報道関係者 2名

1 開会

(司会)

それでは、お時間となりましたので、ただいまから「令和7年度 第2回 苦小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども育成課の桑村と申します。よろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付

(司会)

それでは、まず、金澤市長より、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立願います。また、委嘱状を受け取りましたら、お座りください。

＝委嘱状交付＝

以上で委嘱状の交付を終わります。

続きまして、金澤市長より御挨拶申し上げます。

3 市長挨拶

(金澤市長)

皆さんこんばんは。

本日は御多忙の中、第2回の苦小牧市子ども・子育て審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、それぞれの立場で苦小牧市のこども政策に対する深い御理解と御協力をいただいておりますこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げますたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

ただいま委員の皆様には、委嘱状を交付させていただきました。皆さん令和9年の8月末までという任期になっておりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。私も来月で、市長就任1年が経つところになってきておりますけれども、今年度は特に市長就任1年目ということもありまして、選ばれるまちプロジェクトの重点的な取り組みとしまして、こどもどまんなかアクションというものを展開させていただいております。皆さんの御協力はもとより、苦小牧市の担当部長以下職員さんの協力もありまして、この、こどもどまんなかという事業の理

解が浸透してきているのではないかという実感がございます。

例えば、こども政策に関わる御寄附であるとか、数字としても表れてきておりまして、このこどもどまんなかというものは、引き続き粘り強く続けていきたいなと思っております。そうしたことによりまして、この苫小牧市がより、子育て、あるいはこどもに対する真剣な取り組みをしてるんだということがより内外に伝わっていくことで選ばれるまちに繋がっていくものではないかなと考えており、そういった信念を私もしっかりと貫いていきたいと考えているところでございます。

今年度、教育委員会の方になりますけれども、不登校対策といたしまして、校内教育支援センターの全校設置に向けた第一歩が進んでおりますし、それ以外の子育てに関わる、あるいはこどもに対する事業というものも来年度以降も展開していきたいと思っております。一方で、小学校の方でもインフルエンザが今流行っていて、学級閉鎖が次第に増えてきている、そんな季節になってきたのかなとも思っておりますが、冬休み前にしまして、健康のリズムというものもこれ大事になってきておりますが、そのような意味において、未就学、あるいは就学児合わせてこどもに対する様々なことを皆様にもいろいろな御意見をいただきたいと思っております。

そして今日は、議事にもありますけれども、いとい北保育園の建て替えから医療的ケア児のお話に至るまで、ボリュームが非常にあるわけでございますが、だからこそ、皆様の知見というものを最大限発揮していただきまして、今後の苫小牧市の子育てあるいはこどもに関する充実した政策を打っていきけるようにぜひともお力添えをいただきたいとこのようにお願いする次第でございます。この後私も公務がありまして、失礼をいたしますが、ぜひともこの今日の審議会が充実した時間となりますことを心からお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

ありがとうございます。なお、金澤市長は委嘱状交付と挨拶のみの予定でございましたので、ここで退席させていただきます。

4 新任委員自己紹介、職員自己紹介

(司会)

本日は、初めての会議となりますので、委員の皆さまから自己紹介をしていただきます。遠藤委員から反時計回りをお願いいたします。

＝委員自己紹介＝

ありがとうございます。また、苫小牧市小学校長会から御推薦の今田委員は、本日欠席となります。続いて、職員の紹介をいたします。

＝職員紹介＝

どうぞ、よろしくお願いたします。

ここで、会議の成立について、御報告いたします。

「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員14人中13人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

5 会長及び副会長選出

(司会)

では、続きまして「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第5条第1項の規定に基づき、審議会の会長と副会長を選出したいと思います。

選出方法につきまして、いかがいたしましょうか。

＝事務局一任＝

ただいま、事務局一任とのお声がありましたが、互選の方法につきまして、事務局一任とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

＝異議なし＝

御異議なしとのお声がありましたので、それでは、事務局から御提案いたします。事務局案として、会長には苫小牧市医師会より御推薦の小原（おはら）委員、副会長に苫小牧市法人保育園協議会より御推薦の遠藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

＝異議なし＝

小原委員、遠藤委員、御了承いただけますでしょうか。

＝了承＝

ありがとうございます。それでは、会長、副会長からそれぞれ御挨拶をお願いします。小原会長をお願いします。

＝小原会長挨拶＝

ありがとうございます。次に、遠藤副会長、お願いします。

＝遠藤副会長挨拶＝

それでは議事に入りますが、ここからは小原会長に進行をお願いしますので、議長席へ移動して、議事進行をお願いいたします。

6 議事

（議長）

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。本日は、議事の説明と質疑を行い、午後7時30分を目途に終了を予定しております。また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしくをお願いします。

では、次第6の議事に入ります。（1）苫小牧市立いとい北保育園の建替えについて、事務局から説明をお願いします。

（こども育成課主査）

こども育成課の若生です。説明は着座にて失礼いたします。議事（1）苫小牧市立いとい北保育園の建替えについて御説明させていただきます。本議題は、現時点の市で設計を進めている状況について、審議会の皆様に報告するものとなります。

資料1の1ページ目をご覧ください。はじめに、1 建替えの経緯ですが、公立保育所についま

しては、「苫小牧市新保育所整備計画」に基づき、東西各1園を配置することとしておりますが、令和3年の「みその保育園」の建替えに続き、「いとい北保育園」につきましても、今年度から建替えに向けて着手したところでございます。

次に、2 敷地の概要につきましては、現在の園舎の東側、苫小牧市立明倫中学校に隣接する場所を予定しており、敷地面積は3,136.08㎡となっております。

次に、3 建替えスケジュールの予定ですが、今年度内に基本設計及び実施設計を終了し、令和8年6月から着工、令和9年10月の開園を目指すこととしており、工事開始前に住民説明会及びパブリックコメントを実施する予定となっております。

2ページをお願いいたします。

4 保育内容については、「地域子ども・子育て中核施設」として、通常保育に加え、配慮が必要な児童や医療的ケア児の受け入れ、病児保育や一時保育の実施など保育ニーズを勘案し検討してまいりたいと考えております。

次に、5 建物の構造については、木造平屋建て、面積については園舎997㎡、園庭は400㎡程度を予定しております。

最後に、6 設計コンセプトについては、大きく3つのコンセプトを掲げており、1つ目の多様な保育ニーズへの柔軟な対応では、バリアフリー化や医務室の整備、ゆとりある保育スペースを確保してまいりたいと考えております。

2つ目の児童、保育士、保護者が安全で安心できる施設では、オートロックや防犯カメラを設置するほか、冷暖房の完備や乳児室・ほふく室に床暖房を整備するなど快適な保育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

3つ目のゼロカーボンシティ実現に向けた取組では、第4期苫小牧市エコオフィスプランに基づき、省エネやシーオーツ一排出量削減に資する運営を実施してまいりたいと考えております。

市といたしましては、新保育所整備計画に掲げる、西部地域の「子ども・子育て中核施設」としての役割を果たすため、法人保育所等での対応が難しいと考えられる事業を展開できるよう、取り組んでまいります。

以上が議事(1)の説明となります。

(議長)

苫小牧市立いとい北保育園の建て替えについての説明が今事務局の方からありました。これについて何か質問あるいはご意見ございますでしょうか。

(佐藤委員)

令和9年の10月開園予定ということですが、それまでの間、今冷暖房というのが今、旧園舎にはついてないと思うんですけども、それまでの間の夏場の暑さ対策について教えてください。

(議長)

事務局よりお願いします。

(こども育成課長)

質問ありがとうございます。今、いとい北保育園につきましては、エアコンがついていないということで、園児に対しましては、こまめな水分補給と高温となる時間帯の園外活動の自粛や、熱中症対策としてテントで日陰をつくるなどいろいろな配慮を行って活動しております。職員につきましても服装の軽量化ですとか、冷却グッズを使用するなど特に厨房を担当する職員については調理時間を短縮するなど、調理食材の見直しを検討しているところではあります。これからの暑さ対策としましては、エアコンの設置にかかるコストですとか、約2年後に建て替えを控えているということ踏まえた中で残された期間の暑さ対策についてこれまでの対策以上にどのようなことが

できるかというのを関係者と働いている方と園児のことも考えながら、検討していきたいと考えております。以上です。

(議長)

よろしいでしょうか。その他、はい。遠藤委員。

(遠藤委員)

今建て替えのとお話伺ったんですが、本当に公立保育園の担う役割は大変大きくて、地域でもこれから先進的なですね、保育あるいはいろいろな特別保育を誘導していくって点では本当に役割が大きいなと思っております。

ただ、定員がですね、何名になるのかっていうことと、今その定員のお話をちょっとさせていただくのは、みその保育園がね、数年前にそれこそ建て替えになりまして、実際は市の方から出てきた定員数がたしか、160名ぐらいだったと思うんですが、審議会ですらではちょっと多いのではないかとということで、130名の定員になったと思うんですね。現在130名の定員に対して、94名でしょうか。ちょっと先ほど調べてみましたら、約72%の充足率ですね。それでいとい北の方も今120名定員なんですけれども、実際は83名ということで、約70%を切れるような状態で子どもたちが入っているの、ちょっとこの定員数がどうなのかなと思って気になって御質問したいと思います。

(議長)

定員について事務局、はい、部長の方から。

(健康子ども部長)

はい。いとい北保育園の建て替えについて御意見ありがとうございました。現在いとい北保育園の定員については120名で運営しておりますが、実際には80名前後の園児の受け入れで対応をしているところでございます。

いとい北保育園とそれからみその保育園につきましては、現状の計画の中ではともに130名程度の定員を当初は設定をしていたところでございます。しかしながら近年の少子高齢化による園児数の減、それから各法人施設の経営等への影響を最小限にしていくこと、それから配慮の必要なお子さんの保育に公立としては、力点を置いてですね、保育を展開していきたいというふうを考えておりまして、現時点では現行の120名の定員を上回る考え方は持ち合わせていないところであります。

実際の定員につきましては、いまだ検討をしている段階でございますので、今この場で何名ということをお願いすることはできないところではございますが、いずれにしても現行の定員を下回ること、それから、地域近隣の保育施設等の定員と、そういうものを勘案しながら、最終的に来年度には定員を定めてまいりたいと考えております。以上です。

(議長)

よろしいでしょうか。

その他ご意見ご質問ありますでしょうか。はい、工藤委員。

(工藤委員)

すみません。6番の設計コンセプトの関係ですけど、(3)でゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みという内容になっておりまして、この設計の中に今はやはりCO₂排出の削減ということで、かなり一般家庭でもソーラーパネルをつけているところがあるかと思うのですが、その新しく建てる施設について、そういうソーラーパネルとかいうものは考えていないのかなというのをお聞きしたい。せっかくゼロカーボンシティを苦小牧市としてうたっているながら、この新しく建てる施設に対して何の手当もしないというのも、ちょっと的が外れているんじゃないかなというふうに思うん

ですが、いかがなものでしょう。

(議長)

事務局からお願いします。

(こども育成課長)

はい。ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの中で、ソーラーパネルなどをつけたらというご質問ですが、我々もいろいろ試算をした結果ですね、ソーラーパネルを設置するということで、かなりのコストがかかるというところを確認しております。ですので、今のところとなりますが、冷暖房システムや、高効率照明の導入などで ZEB Oriented 相当が目指せるような設備の導入をしていくことを考えております。

(議長)

よろしいでしょうか。

その他、ご意見ご質問ありますでしょうか。はい、保坂委員。

(保坂委員)

建て替えた後の現在の保育園の場所の土地の活用方法など、現在おわかりでしたら、教えていただければと思います。

(議長)

はい。事務局の方から。

(こども育成課長)

はい。現在使っている土地の活用についてですが、こちらについては現在未定ということで、今後検討していくような形になります。以上です。

(保坂委員)

はい。ありがとうございます。

(議長)

その他、ご意見、ご質問ありますか。

ではないようですので、(1)の議題はこれで終わりいたします。

次、(2)医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会の開催経過について、事務局より説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、資料2-1、2-2、2-3の医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会の開催経過についてに御説明させていただきます。

まずは、資料2-1をご覧ください。医療的ケア児とは、新生児集中治療室等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことを言い、全国的に増加傾向で、在宅で医療的ケアを受けている児童は約2万人を超えていると推計されています。

医療的ケア児の保育所等への受入れに向けたガイドラインを策定することとなった経緯につきましては、2つの関係法令の説明が不可欠となります。1つ目は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律です。この法律の中身について御説明させていただきます。立法の目的、基本

理念、支援措置などが記載されている部分が法律のアウトラインについてまとめたものとなります。

まず、立法の目的ですが、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しているとともに、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

これらを踏まえまして、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資することや安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することが立法の目的となっております。

次にこの法律の基本理念についてですが、5つの基本理念がうたわれています。1つ目に医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援することとされており、2つ目は、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援を行うこと、3つ目は医療的ケア児に該当しなくなった後にも配慮した支援を行うこと、4つ目は医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策を講ずること、5つ目は居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを基本理念としております。

次に、国、各地方公共団体、各施設設置者の責務について説明します。

図中の赤枠は国・地方公共団体の責務です。国、地方公共団体は、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備、情報の共有の促進、広報啓発、支援を行う人材の確保、研究開発等の推進を行っていく必要があります。

図中の黄色枠は保育所の設置者や学校の設置者等の責務です。

本法律では、保育所の設置者、学校の設置者等による措置として、保育所における医療的ケアやその他の支援ということで、看護師等又は喀痰吸引を行うことができる保育士の配置など必要な措置を講ずるものとされており、学校においても同様で医療的ケアその他支援ということで、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるとされており、

以上が、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律のアウトラインの説明となります。

2つ目は児童福祉法です。児童福祉法第56条の6第2項におきましては、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされており、

このように医療的ケア児が増加傾向にあることや、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律及び児童福祉法において、医療的ケア児に係る支援が地方公共団体の責務であり、保育所等についても必要な措置を講ずるものとされていることから、本市では「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等への入所を促すことにより、就学前の医療的ケア児及び家族への支援に努めてまいります。

続いて、資料2-2をご覧ください。医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン（案）の概要についての資料となります。

まずは、ガイドライン策定の趣旨について説明させていただきます。これまで、医療的ケア児の保育施設等の利用につきましては、利用の可否や受入れ後の対応も含めまして、各園が独自に判断し、行っておりましたが、医療的ケア児に対して、一人一人の発達・発育状況に応じた教育、保育を提供することが重要であり、保育所等においても適切で安全な医療的ケアの実施が求められていることから、全市的に統一した対応をする必要があります。

こうしたことから、今回策定するガイドラインによって、市が、医療的ケア児を受入れる際に必要となる基本事項や留意事項をお示し、保育施設等における医療的ケア児の円滑な受入れや安全かつ適切に医療的ケアを行いながら保育を行うことができる環境を整備することを目的としております。

続きまして、本ガイドラインの構成についてですが、本ガイドラインは全部で5章で構成しています。

第1章では、基本的事項、第2章では、利用開始までの流れ、第3章では、保育施設での医療的ケア児の保育実施体制及び対応について、第4章では、保護者様の留意事項について、第5章では、様式という構成で策定を進めております。

2 ページ目をご覧ください。第1章の基本的事項については、ガイドラインの趣旨・目的、医療的ケアの内容、受入れ可能施設、保育所等における受入れ要件、対象児童、利用日と利用時間、受入れ時期、医療的ケアの実施体制、本市の役割について記載する予定です。

3 ページ目をご覧ください。第2章の利用開始までの流れは、①保護者からの入所相談、②医療的ケア児保育所等事前利用申込み、③医療的ケア児の保育所等利用の可否の審査、④体験保育の実施、⑤医療的ケア児保育所等利用見込みの可否の決定・通知、⑥入所申込み、⑦入所する保育所等との調整、実施計画作成、⑧保育所等の利用開始（ならし保育から開始）、⑨医療的ケア児、保護者に対するフォローアップ、について記載する予定です。

4 ページ目をご覧ください。第3章の保育施設での医療的ケア児の保育実施体制及び対応については、保育所等における医療的ケアを必要とする児童の保育、医療的ケアの実施者、医療的ケアの安全実施体制、医療機器及び物品管理、文書管理、緊急時の対応、職員の研修、医療的ケアの継続について、受入れ後の医療的ケアの内容変更について、長期欠席について、以上の内容を記載する予定です。

5 ページ目をご覧ください。第4章の保護者の了解事項については、保育施設の利用について、医療的ケアについて、ならし保育について、体調管理及び保育利用停止等の確認について、緊急時及び災害時の対応等について、情報の共有について、以上の内容を記載する予定です。

第5章の様式については、申込関係書類、入園準備・最終判断資料、保育実施通知・同意書など必要な様式を記載する予定です。

続いて、資料2-3をご覧ください。医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会の設置につきましては、先日、審議会委員の皆様から御承認をいただきましたが、北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部様、苫小牧市法人保育園協議会様、苫小牧市医師会様、苫小牧市ファミリー・サポート・センター様、苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会様、一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団苫小牧地域訪問看護ステーション様、苫小牧市発達支援課医療的ケア児相談室、苫小牧市立病院地域連携室の8つの団体から委員の御推薦をいただき、名簿に記載された方々に委嘱したところです。

策定のスケジュールとしては、令和7年10月24日に第1回検討部会を開催し、多くの御意見を頂戴いたしました。その審議を踏まえ、鋭意ガイドライン策定作業を進めており、11月の第2回検討部会においてガイドライン案を決定し、令和8年2月の第3回審議会にて、皆様にガイドライン案を報告させていただきます。その後、3月にガイドラインを策定する予定となっておりますが、令和8年4月からの医療的ケア児の保育所等における受入れについては、ガイドライン及び様式の妥当性の検証を含めて、11月18日に開催予定の子ども・子育て審議会検討部会終了時点のガイドライン及び様式を活用して受入れのための作業を進めてまいります。

以上が議事（2）の説明となります。

（議長）

今、医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会の開催経過について、説明がありました。これについては、何か質問及び意見がありますか。はい、佐藤委員。

（佐藤委員）

5点ほどあるのでまとめて言ってもよろしいですか。まず1点目が、今回はこども育成課担当による保育所等の受入れということですが、この医療的ケア児というのは長期的な支援が必要だと思いますので、就学後というのは教育委員会が担当になって苫小牧市立学校医療的ケア実施要綱というので対応することになっていると思いますが、課が違うということと、それから、この審議

する支援会議っていうんですか、これはこちらの方は苫小牧市医療的ケア児支援会議、教育委員会の方は医療的ケア運営協議会と別々になってるんですね。この連携というのは今後もうまくいくのかなというのがちょっと心配しているのでその辺を教えてくださいというのが1つ目です。

それからこの利用開始までの流れということで、入所相談をして、利用開始するまでというのは、医療的ケア児の状況によって違うとは思いますが、どのくらいの期間を想定しているのかを教えてください。

それとこの3つ目ですね、利用開始の流れの中で苫小牧市医療的ケア児支援会議というのがずっと出てくるんですけども、この開催頻度、各月1日に入所を基本とすると書いてあるので、どのくらいの頻度で開催するのかなというのを教えていただきたいと思います。

それと4つ目が、現在でも保育所等が人手不足ということは、以前から言われていることですが、その確保対策は考えられているのかどうかですね。それが4つ目です。

5つ目が今現在民間のこの医療的ケア児を受け入れる施設があると思うんですけども、それとの関係は今後どうなるのかの5つを教えていただきたいと思います。

(議長)

まず第1点、卒園して就学ということについての御質問だと思います。これについて事務局から説明をお願いいたします。

(こども育成課長)

はい。小学校と保育所等との連携についての御質問ですが、こちらにつきましては保護者の同意のもと保育所等から小学校に上がる際に医療的ケアの内容や発達状況等について引き継ぎを行うということが1点とですね、それと同時に発達支援課の医療的ケア児相談室が、医療的ケア児のお子さんが保育所等に入れば保育所等に訪問する。そして、そのお子さんが学校に上がったときにも学校にも訪問してそれぞれの状況を報告するというのと、もし何かがあればですね、ケース会議を行いながら問題点を解決していくというような形で小学校へ上がった後もその医療的ケアのあるお子さんが困ることのないよう保護者や学校に適切な支援を行っていくということでお話を伺っております。

(議長)

続いて第2点、利用までの開始についてどのくらいの間隔が必要かという想定しているかということですが。

(こども育成課長)

はい。利用開始までの期間の想定についてですが、先ほど説明させていただいた資料2-2の3ページのところです。ここにスケジュールが全部載っておりますが、この①から⑨までの間は一般的な期間である半年程度かけて実施していきたいと考えております。ただ先ほど説明の中にもありましたが令和8年4月の入所につきましては来週11月18日開催予定の医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン検討部会の後に、検討部会で承認を得た状態のもので入所の手続きを進めていきますので、入所まで4か月程度の期間の想定はしております。しかしながら、家庭の事情等によって半年も待てないというケースもあろうと思いますので、できる範囲で臨機応変に無理のないようにということで、ここの期間についてもできる限りは対応していきたいと考えております。

(議長)

よろしいでしょうか。

次は、第3点、苫小牧市医療的ケア児等支援会議の開催頻度について、よろしく申し上げます。

(こども育成課長)

はい。苫小牧市医療的ケア児等の支援会議の開催頻度についてということですが資料2-2の3ページのところです、こちらをご覧ください。ここで開催するタイミングとしましては、1つ目が③のところですね。医療的ケア児の保育所等利用の可否の審査で、ここで1回会議を開きます。そしてその会議によって体験保育の実施が必要となった場合につきましては、医療的ケア児保育所等利用見込みの可否の決定通知という⑤のところでも2回目を開きます。その後、⑦のところでも入所する保育所等との調整実施計画作成で、ここで受入れに係る最終判断を苫小牧市医療的ケア児等支援会議で行うという流れになっております。その後も⑨の医療的ケア児のお子さんが保育所等に入った後で、保育所等で困るとか、保護者の方が困るとか困りごとがあった際には、適切にこの会議を開くということと、あとですね、ちょっとここに書いてないのですが、毎年1月ぐらいまでに、翌年度どういう医療的ケア児の支援をしていくかということをお話し合う会議を年度ごとに開いて、医療的ケア児の支援については、入所時のみならず継続していきたいと考えております。

(議長)

次、人材確保の点ですね、人手不足その辺はどういうふうになっているかという点です。

(こども育成課長)

はい。市内の今の保育所の人材不足という点ですが、市内の保育所等におきましては、乳児を保育するために看護師を配置している園がございますので、乳児を保育する看護師さんのところに保育士さんを当ていただき、その看護師さんを医療的ケア児の担当に配置していただくなど、そういった形で医療的ケア児の方の受け入れを進めていきたいと考えております。

(議長)

次最後ですね、民間施設、いわゆる通所事業所との関係はどういうふうになるのかということですね。

(こども育成課長)

はい。今、市内には現在医療的ケア児が通える通所施設が4か所あります。そこにつきましても、発達支援課の医療的ケア児相談室が中心となりまして、保育所とその民間施設そして保護者の連携やその支援について仲立ちしていただいて適切な支援に繋げていくというような形で対応させていただきたいと考えております。

(議長)

よろしいでしょうか。そのほか、はい。

(中田委員)

2点質問があります。1点は現在、独自の判断で受け入れをされているということですが、基準ガイドラインができた場合にその独自の判断とガイドラインとの差が出ると思うんですけど、既に受け入れをされている医療的ケア児が受け入れをしてもらえないという事態に陥ることはあるのでしょうか。もう1点看護師さんの配置についてですが、すでに配置されているところで、医療的ケア児を受入れようという説明だったと思うんですが、現在受け入れを行っている医療的ケア児を担当している看護師さんにお話を聞く機会があり、施設に1人しか看護師がいないという状況で、自分が休むことができないとすごくプレッシャーだというお話を伺いました。人手不足の中でたった1人の資格者にそれを任せるっていうのはかなり難しい部分があると思いますが、そういったところの対策はとられるのでしょうか。

(議長)

はい、事務局の方からお願いします。

(こども育成課長)

はい。現在、医療的ケア児で保育所等に入られている方で本当に医療的ケアを行っているというようなお子さんはいないというふうに私達お伺いしていますので、ガイドライン策定により医療的ケア児の方が保育所等を退所させられるということは、まずないと認識をしております。

次に看護師の方が施設に1人で休むことができないというところでプレッシャーに感じるという点につきましては、確かにおっしゃる通りだとは思いますが、法人保育園さんとか法人の認定こども園さんとかですね、やっぱり人件費に関わる場所でもありますので、そこはですね、非常に難しいところだとは思いますが、今医療的ケア児のこのガイドラインの中でですね、基本的には保育時間は毎日8時半から16時半で、苫小牧市が掲げる保育短時間の中で月曜日から金曜日をお願いします、というふうにしておりますので、何とか1人の看護師さんで対応できる時間帯で医療的ケア児の保育をお願いしていきたいと考えています。

(議長)

よろしいでしょうか。その他質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、次の議題に移らせていただきます。

次は(3)乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度について事務局より説明をお願いいたします。

(こども育成課主査)

それでは、資料3の乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について御説明させていただきます。

乳児等通園支援事業、通称：こども誰でも通園制度の概要ですが、こども未来戦略の「加速化プラン」において実施する具体的な施策のひとつとして掲げられた「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」において、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付、こども誰でも通園制度が創設されました。こども誰でも通園制度は、国の手引きによりますと、0～2歳児の約6割が未就園児ですが、そうしたこどもを持つ子育て家庭には「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、このような保護者への支援の強化など、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかからわらない形での支援を強化するために実施するとされております。

実施施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園などで、対象となるこどもは、0歳6か月から満3歳未満の未就学児となります。対象者のイメージは、下部のこども家庭庁資料から引用した図がわかりやすいかと思えます。また、対象となるこどもには、配慮が必要なこどもも含まれており、障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするお子さんの受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう関係機関が連携して準備を進めることが求められています。利用可能時間は月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能となっています。給付費単価については、令和8年度のもので現在示されておりませんが、参考までに令和7年度単価ですと、0歳児が1,300円、1歳児が1,100円、2歳児が900円となっており、それに加え、お子さんの心身の状態や家庭の状況により、加算がつく仕組みとなっています。利用料は、1時間あたり300円程度を標準に徴収可能となっており、市において利用料を設定し、キャンセルポリシーを規定する予定となっております。利用・予約方法は、利用者が市窓口等で利用登録後、国が基盤整備する総合支援システムを活用し、予約を行います。実施施設は、総合支援システムにより利用者との面談の日程

調整や予約管理、利用実績の管理及び市への請求を行う仕組みとなっています。

利用方法は、実施施設において柔軟な設定が可能となっており、施設から示された定期利用と柔軟利用を利用者が選択し、利用することとなります。

実施方法は、専用室や在園児合同などの一般型や、利用定員の空き枠を利用した余裕活用型があります。

続いて、2ページ目をご覧ください。2の乳児等通園支援事業の本格実施に向けた準備ですが、乳児等通園支援事業が給付化されることから、市の条例の制定や改正を行います。

1つ目は、設備及び職員の基準などの「認可基準」を定める「苫小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」を制定します。市の独自基準として、乳児室及びほふく室を1部屋で設ける場合1人につき3.3㎡以上とします。認可を受けることで、乳児等通園支援事業が実施できることとなります。

2つ目は、設備及び運営に関する「確認基準」を定める「苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」を改正します。この確認を受けることで、乳児等のための支援給付が支給されます。

3つ目は、保護者が、乳児等のための支援給付を受けようとするための認定申請手続きと、乳児等通園支援を行う事業者等が、確認を受けようとするための確認申請手続きを定める「苫小牧市子ども・子育て支援法施行細則」を改正します。

3の今後のスケジュールですが、令和7年9月に市内園に実施希望調査を実施しており、12月議会において、上記条例等の制定及び改正を行い、規則改正に伴うパブリックコメントの実施、翌年1月にパブリックコメントの結果公表と認可・確認手続きを開始し、2月の審議会で実施施設等の審議をしていただく予定となっております。その後、利用者への登録案内や広報を行い、3月から事業者と利用者の事前面談、利用予約を開始し、認可及び確認通知を受けた施設にて、4月から事業を開始する予定となっております。

施行予定日は年度内を予定しており、令和8年4月からの実施に向けて大変タイトなスケジュールとなっておりますが、準備を進めてまいります。

以上が議事（3）の説明となります。

（議長）

乳児等通園支援事業こども誰でも通園制度について、今事務局の方から説明がありました。これについて質問、ご意見ありますか。はい、佐藤委員。

（佐藤委員）

2つお願いします。こども誰でも通園制度というのはもう既に他都市では実施しているところがたくさんあると思うのですが、実施しているところの情報として、何か問題点があると把握されているのであれば教えていただきたいと思います。

それとこれまでである一時預かり事業との違いがちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。以上です。

（議長）

まず、先進実施自治体ですか。そちらの方の御説明をお願いいたします。

（こども育成課長）

はい。国の説明会等でですね、問題点ということで共有されている内容についてなのですが、まず、こども誰でも通園制度をやりたいという希望する園がですね、少ないというふうに今のところ言われております。また、他の市町村で、利用者が伸びていかないということも共有されておりましたり、あとは実施園で収支が合わないというようなお話もございます。ですので、令和7年度の

給付費お示しさせていただいたんですが、まだ令和8年度の単価が決定してはいないのですが、お伝えした3点が、今、問題点として把握しているところでございます。

(議長)

よろしいでしょうか。

もう1つ、一時預かりとの違いでしたね。

(こども育成課長)

はい。一時預かり事業との違いについてですが、国が示す資料によりますと、一時保育につきましては、仕事や病気、急な用事など、保育の必要性がある家庭について一時的に保育が受けることが困難となった乳幼児を認定こども園保育所等で一時的に預かるということで、ポイントとしては保育の必要性があるということがポイントになります。

一方こども誰でも通園制度では家庭の保育において孤独な育児による不安や悩みを抱えている保護者のため就労要件を問わず一時的に預かる事業というふうになっておりますので、どちらかといいますと、こども誰でも通園制度は外に出るきっかけ、支援のきっかけとなるようなですね、そういう位置づけになるものではないかというふうに捉えております。

(佐藤委員)

今聞いただけでは非常にわかりづらいので、もしこの制度をやって皆さんに案内する時にはですね、わかりやすい説明書パンフレットといいますか、作っていただきたいなと思います。これは要望です。よろしくをお願いします。

(議長)

はい、遠藤委員どうぞ。

(遠藤委員)

これは、国が政策として出しているものなので、苫小牧市が勝手にやっていることではないので、本当に国が一体何を考えているのかっていうことは私達保育に携わらせていただいている運営者からまずいぶん不評の事業なんです。つまり、こども誰でも通園制度って名前がついているのですけども、保護者のリフレッシュ、本当に大変なことだと思うんですね、保護者の方が一人で子育ての悩みを抱えているっていうことは、ある意味みんなの手を取り合って、その問題にも解決し、向かい合っていかなければならないのですが、まず、いくつか問題がありまして、先ほど言った一時預かりで、どうしてできなかったのかなっていうのを、これは、国に向けてお話してることだと思ってください。あと、子育てルームというのもございまして、自由に参加することができるようなシステムがございまして。本当にお母さんたちが子育てに悩んで、ちょっとふらっと立ち寄れる、サロンのような形で実施しているところもありますので、なぜそこを拡大し、そこにいろんな補助をつけて安心できるような形にできなかったのか、というのがまず、政府に対して、それを私は考えていることだったんですね。それで、現実、先ほど早出課長がおっしゃったように希望する園が少ないってというのをね、最もなことだと思うんです。本当に赤ちゃんですからね。0歳から2歳までしか来ないので、赤ちゃんご存知だと思いますけど、人見知りしますよね。ちょうど1歳2歳というのも人見知りの激しいときで、あの、人を認識してそれを発達の段階でどうしても必要なことなんですけど、例えば、この一般型で受けるとして普通の保育室で受けますよってなりますよね。そうすると、安定しているこどもたちの中にギャーっと泣かれるお子さんが入ってくる。安定してるこどもたちもわざわざする、お子さんを連れて、担当者は多分マンツーマンで付かなければならないと思います。赤ちゃんは泣くとわかるとおり、反り返ります。そうすると、本当に保育士たちは御存知だと思うんですけど、手首を痛めます。そのこどもさんを、最大10時間ですから、お預か

りすることになったら長い方で8時間とか6時間いらっしゃると思うんですけど、そのお子さんを先ほどのね、医療的ケア児と同じようにお子さん1人で担当が変わろうと、お子さん何人になるかで決まると思うんですが、それは本当無理な話だなんていうのがあるので、私どもの施設では手を挙げるつもりはありません。それと、実際にこれは提案事項なんですけど、苫小牧市独自のですね、政策として、市長が先ほどどまんなかっただけをずいぶんおっしゃってたんですけど、いろんなところの施設で受けるよっていう形よりは、一定の今まである施設を活用しながら、もう少し充実化を図って、安定してそこで預かれるよってというのは、苫小牧市のビジョンにないのかなっていうのがちょっとありました。そこら辺のところは、あの、本当、国がやれって言うので、どうしてもやらなきゃいけないよねっていう形で市の方の皆さん、悩んでいらっしゃるんじゃないかなと思いつつも、現場でも、とてもこれは受けられるような事業じゃないと。それから利用料もね、発生しますから、もし登録されて5人なり10人なり登録されていたとしても、利用料がですね、その日にキャンセルになってしまった誰もいませんってなったとき、事業者の方には、どのぐらい入ってくるんでしょとか、保証はあるんでしょとか。そういう運営する方として不安もございます。この点については、本当に慎重にですね、考えなければこどもどまんなかと言いながら、もしかしたらと、こどもは泣いて一日終わるといような、こどもが度外視にされるようなことのないような制度にしなくてはいけないかなと思って、私も懸念しておりました。佐藤委員がおっしゃったとおりで、本当にいろんな施設をね、利用しながらできないのかな。それが苫小牧市としてのビジョンとして他では自由にやっているけど、うちはこうだよっていう形で、あの市長にはぜひ取り上げていただいて、何かいい方法はないのかなと思って、私もこの意見を出させていただきたいと思います。はい。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございます。事務局の方よろしくお願ひし、何か付け加えることございますか。

(こども育成課長)

はい。確かにちょっと我々も制度設計をしていて難しい、ということですね、重々承知をしておりまして、今回もですね、国がマストでやらないといけないということで、私説明をさせていただいております、その中でも、各園の皆様に調査し、できる・やりたいという園だけ特化して今後も展開していき、何とか無理のない制度設計に努めてまいりたいと思います。何かあればまた、皆様に相談しながら実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

その他、御意見、御質問ありますか。

では、ないようですので、次に移らせていただきます。

次は(4)令和8年度特定教育保育施設等の確認に関わる利用定員の変更について事務局より説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、資料4の令和8年度特定教育・保育施設等の確認に係る利用定員の変更について説明させていただきますが、説明に入ります前に、資料の訂正がございます。資料4の2ページ目、上部の教育・保育施設数の表になりますが、表上部に令和7年8月1日(ついたち)時点の記載がありますが、そちらを削除していただき、続いて、6ページ目の上の表、認定こども園苫小牧のぞみ幼稚園の利用定員案、合計の増減が15ではなく、マイナスの意味である△15となります。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

では、説明に入ります。まず、1ページ目の1の認可と確認についてですが、認定こども園や幼

稚園、保育所、小規模保育施設が、子ども・子育て支援新制度に係る「施設型給付」や「地域型保育給付」と言われます、市がお支払いする運営費の支給対象となるためには、「認可」と「確認」を受ける必要があります。

「認可」とは、施設の面積や、調理室等の設備、保育士の配置などについて認可基準を満たしていると認められることで、「確認」とは、認可を受けた施設が条件に定められた運営基準に適合しているかどうか審査され、運営費の支給対象施設となることを確定する手続きとなります。

次に、2 認可定員と利用定員についてですが、認可定員とは施設が認可基準を満たしていると認められた定員で、施設の最大受入能力の意味合いが強く、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となっていない私学助成の幼稚園なども含めて、認可を受けるすべての施設で設定する必要があります。

次に、利用定員とは、確認の手続きの際に設定する定員で施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設のみ設定するものとなります。利用定員は公定価格である給付費の基準単価にも影響します。利用定員が大きくなれば、1人あたりの給付費の単価が下がり、利用定員が小さくなれば1人あたりの単価が上がる仕組みになっているため、利用定員をできるだけ低く設定すると収益が上げる仕組みとなりますが、利用定員を園児数の実態よりも低く設定しすぎると、給付費の減算を受けるため、利用定員は実態に合わせて適切に設定しなければなりません。また、認可定員は施設の最大受入能力の人数として設定し、利用定員は実態の園児数に合わせて認可定員を上限に設定いたします。次に3利用定員設定及び変更の手続きについてですが、利用定員を設定及び変更する際は、子ども・子育て審議会の意見を聞かなければならない旨が子ども・子育て支援法に定められておりますので、本日はこれに従い委員のみなさまに御意見を伺うものです。利用定員はこの審議会での意見を踏まえ、北海道と協議したのち、確定することとなります。

続きまして2ページの4、令和8年度の利用定員(案)について、をご覧ください。まず、教育・保育施設等の施設数についてですが、令和7年度からの変更はなく、52園となっておりますが、認可保育所から1施設、新制度幼稚園から2施設、私学助成幼稚園から1施設、計4施設が認定こども園へ移行を予定しております。

次に、事由別異動内訳についてですが、各園の利用定員等の変更をご覧ください。まず始めに、認可保育所ですが、4施設の利用定員変更と1施設の施設類型変更がございます。

なかの保育園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、3号1歳を1名減、2号を9名減とし、計10名を減少させ、全体の利用定員を90名といたします。

たいせい保育園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、2号を10名減とし、全体の利用定員を60名といたします。

すえひろ保育園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、2号を5名減とし、全体の利用定員を55名といたします。

さくらぎ保育園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、2号を10名減とし、全体の利用定員を60名といたします。

ひよし保育園さんについては、施設類型変更となりまして、幼保連携型認定こども園へ移行いたします。移行に伴い、1号定員10名を創設し、全体の利用定員を76名といたします。

続きまして、認定こども園ですが、6施設の利用定員の変更がございます。

認定こども園かおり幼稚園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、1号を25名減とし、全体の利用定員を80名といたします。

はなぞの認定こども園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、1号を10名減とし、全体の利用定員を100名といたします。

認定こども園苫小牧マーガレット幼稚園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、1号を60名減とし、全体の利用定員を180名といたします。

認定こども園エンゼル幼稚園さんの利用定員については、利用定員を上回る受入れが続く見込みのため、2号を5名増とし、全体の利用定員を145名といたします。

認定こども園はくちょう幼稚園さんの利用定員については、総体として利用定員を下回る受入れが続く見込みであるとともに、2号認定を希望する利用者が増えていることから、2号を30名増、1号を75名減とし、全体の利用定員を165名といたします。

認定こども園ひかりの国幼稚園さんの利用定員については、利用定員を下回る受入れが続く見込みのため、1号を30名減とし、全体の利用定員を170名といたします。

続きまして、新制度幼稚園ですが、2施設の施設類型変更がございます。

苫小牧藤幼稚園さんは、幼稚園型認定こども園への移行となりまして、2号を30名増、1号を30名減とし、全体の利用定員は75名といたします。

苫小牧のぞみ幼稚園さんは、幼稚園型認定こども園への移行となりまして、2号を80名増、1号を95名減とし、全体の利用定員は185名といたします。

続きまして、幼稚園私学ですが、1施設の施設類型変更がございます。

青空幼稚園さんですが、現在建替え工事を実施しており、工事終了後の令和8年8月に幼保連携型認定こども園への移行を計画しております。3号認定は0歳が6名増、1歳が7名増、2歳が7名増、2号が90名増、1号が178名減とし、全体の利用定員は242名といたします。

最後に、認定区分毎の利用定員・認可定員（案）をご覧ください。ここでは、各区分の定員の動向についてまとめてあります。3号認定は0歳が6名増、1歳が6名増、2歳が7名増、2号が201名増、1号が183名減、私学幼稚園が310名減で、全体として保育が必要な2号・3号認定が220名増、1号認定・私学幼稚園が493名減となります。

また、今回の利用定員変更案による苫小牧市子ども・子育て支援事業計画との比較になります。確保方策の利用定員を下回る利用定員案は3号認定1歳と1号認定となっておりますが、いずれも量の見込みを上回る利用定員案となっていることから、支援事業計画に影響を与える利用定員の変更はなく、各法人から申請のあった変更を事務局案として提案いたします。

以上が議事（4）の説明となります。

（議長）

事務局の方から令和8年度特定教育保育施設等の確保に係る利用定員の変更についての説明がありました。これについて御意見、質問ございますか。はい、遠藤委員。

（遠藤委員）

長年ですね、この利用定員については、大変国の縛りもあつたり、道の縛りもあつたのでしょうか、3年の実績を経てでないとならば利用定員を変更できないとか、いろいろございました。そういう中で、こどもさんの出生率は減る一方です、なかなかこの利用定員を下げることができなくて、運営難に陥っていた施設もございましたので、このように柔軟に対応していただいて本当によかったと思っております。ありがとうございます。

（議長）

その他、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、（5）令和8年度就学前教育保育施設整備の計画予定について事務局より説明をお願いいたします。

（こども育成課主査）

それでは、資料5の令和8年度就学前教育・保育施設整備の計画（予定）について説明させていただきます。

就学前教育・保育施設整備計画の審議についてですが、これまでは、就学前教育・保育施設整備交付金を活用して保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の新設、修理、改造又は整備を行う場合は、施設整備の必要性和市の財政状況を総合的に勘案した上で、国に申請する流れとしてい

ましたが、令和8年度以降の交付要件として、地方版子ども・子育て会議等において諮った上で、整備計画を提出するよう国から求められていることから、御審議いただくものでございます。

次に、本審議会で審査していただく項目として、国基準と、市の独自基準に分けており、国基準としては、用地確保状況の把握等、法人の適格性、民間補助金との調整を審査項目として必須としております。

市の独自基準としまして、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画を定め、変更する場合は子ども・子育て審議会に意見を聞くこととされている「利用定員」及び地域子ども・子育て支援事業との整合性を確認する「実情のニーズとの整合性」の2点を審査項目として設定しました。

ただし、資料5の掲載している施設整備計画の予定は、市の令和8年度当初予算案に計上され、市議会にて可決された場合に実施できるものとなります。よって、審議会の承認をもって予算化されるものではありませんので御承知おきください。

次に、2ページをご覧ください。

施設整備の計画の予定についてですが、来年度の整備計画は2件申請を受けております。社会福祉法人沼ノ端福祉会の沼ノ端おひさま保育園さんと学校法人小沼学園錦岡幼稚園さんとなります。いずれも、令和8年度に施設整備を行い、令和9年4月に新園舎で教育・保育を行う予定となっております。

まずは国基準の審査となりますが、沼ノ端おひさま保育園さんは、現在の土地で市所有の土地であること、長年にわたり、地域の保育ニーズに応え、保育の提供を行っていること、民間の補助金の活用予定はないことから、クリアしていると判断しました。錦岡幼稚園さんは、苫小牧市東部への移転を予定していますが、法人所有の土地であること、長年にわたり、地域の教育ニーズに応え、教育の提供を行っていること、民間の補助金の活用予定はないことから、クリアしていると判断しました。

市独自基準に係る審査となりますが、沼ノ端おひさま保育園さんは保育所から保育所型認定こども園への移行、利用定員は1号定員10名の増の計70名、地域子ども・子育て支援事業としては現在の事業を継続するため変更がありません。そのほかのポイントとしては、現在の施設を大規模修繕で改修、1号定員は市全域で十分に確保されていますが、他法人が所有する1号定員が令和8年度に減少される見込みであることから、計画値内で融通できるものと判断しました。

錦岡幼稚園さんは、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行すること、利用定員は19名増の計64名、地域子ども・子育て支援事業としては現在の事業を継続するため変更がありません。そのほかのポイントとしては、定員の増を伴う改築であり、1号定員45名を2号定員に振り分け、1号と2号定員の合計は45名のままとし、3号定員は、0歳児の量の見込みに対して確保方策が下回っている状況が本整備により改善されることから、2法人2施設とも事務局案としては、整備内容に問題がないものと判断いたしました。今後も、安全で安心な教育・保育環境の提供のため、必要な施設整備を進めてまいります。

以上が議事(5)の説明となります。

(議長)

(5) 令和8年度就学前教育保育施設整備の計画の予定についての説明が今事務局からありました。これについて何か質問ありますか。はい。遠藤委員。

(遠藤委員)

質問というよりは、国の政策がですね、皆さんも御存知のとおり保育所の保育からどんどん認定こども園での保育に切り替わっているのが、報道等でも御存知だと思うんですけども、私どもの法人でも、建て替えをこちらの方でお世話になることとなりますが、今現在ですね、2歳児クラスさんで満3歳のお誕生日を、2歳児クラスさんのときに迎えるとしたら、認定こども園さんで1号

に切り替わるとそれが0円、要するに無償になるんですね。そうしますと7万円、8万円払ってらっしゃる方が、10か月ほどですね、認定こども園さんに移れば70万80万っていうお金がね、手元に残るので、やっぱり認定こども園さんに移りたいんですけどという相談が、多々聞かれる施設が多くなってきました。本当はこの園で卒園したいという思いもあって、それでもやっぱり移られるんですかって、やっぱ背に腹は変えられませんかっていうお話とか、それからもう1つは国の施策なんでこれも苫小牧市独自ではないんですけども、やはり就労、求職活動のですね、お約束が3か月の間に決まらない場合には退所をしていただきますよっていうようなことが、国の方からも指示されておりまして、本当に退所しなければならなくなっただけですね。ということは、認定こども園さんと、幼稚園型の1号さんに切り替えて、そのまま居てもいいですよとなってるのに、保育園はそこでやめなければならない。お母さんやお父さんにしてみると、就職先を一生懸命探していたのにこどもを預ける場所がない。自分たちもどうしようっていうようなことが迫ってきている。

実際にうちも同様の事例が出そうだったんですけど、ギリギリセーフで、3か月前にちゃんと決まりました。保護者の会社が潰れてしまい、年齢が高いこともあり、なかなか就職が決まらなかったんですけども、本当にギリギリセーフで辞めることなく、そのままいることができました。そういう点でやっぱり本当に子育て支援が、保育園の中で完結できないような状態になってきたっていうことが、あの社会実態としてございますので、その辺のところは皆さんにちょっとお知らせしておきたいなと思いました。あとこちらの小沼学園さんの方ですけども、西部の方がすごくこどもさんが減っていて、本当にこどもさんに入所してもらうにも大変な状況もすごくよくわかります。東部地域に移して運営されるということなので、これについても、これから苫小牧市がですね、東部地区における適正配置等十分に確保方策も実施された上で、みんなが安心して預けられる施設、児童施設として、本当に地域の児童施設として本当に繋がりあっていきたいと、そういうふうに思いますので、ぜひ市の方でも調整を、また御協力をよろしくお願いいたします。はい。あの付け加えでございましたけれども、ちょっとお話させていただきました。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございます。事務局の方にもよろしくお願いいたします。

その他、御意見等ございますか。

ではなければ、次(6)今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

(こども育成課主査)

それでは、資料6の今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後は、乳児等通園支援事業の認可・確認手続きの御案内を各法人に行い、令和8年2月の第3回審議会にて、乳児等通園支援事業の認可及び確認と量の見込み及び確保方策、医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインの策定などを御審議いただく予定としております。

来年度の6月までの予定につきましても、参考までに掲載しておりますが、第3回審議会にて、改めて御案内いたします。

議事(6)の説明は以上となります。

(議長)

今後のスケジュールについて、説明がありました。何か、御意見、御質問はございますか。では、質問が無いようですので、次に進みます。全体を通して何か質問御意見、ここでもございましたら。よろしいですか。

それではこれで全部議題の方は終了いたしました。長時間にわたっていろいろ御意見いただきましてありがとうございます。本日は御苦労さまでした。ありがとうございました。

(司会)

小原（おはら）会長、ありがとうございました。これをもちまして「令和7年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたる説明・審議に御協力いただきありがとうございました。お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。